

第3回検討委員会での協議部分についての条文（案）

（審議会等の委員）

第●条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選任する市民を含めるものとします。

2 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在職年数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、より多くの市民に参加の機会が与えられ、より多くの市民の意見が反映されるよう努めるものとします。

3 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、原則として委員の氏名、選任区分及び任期を公表するものとします。

（審議会等の会議の公開）

第●条 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができます。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合。

(2) 審議等の内容に岩倉市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が含まれている場合

(3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

2 執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、速やかに開催日時、開催場所、傍聴の手続等を公表するよう努めるものとします。

（会議録の作成と公表）

第●条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、非公開情報を除き、原則として会議録を作成し、速やかに公表するものとします。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができるものとします。

（市民登録制度）

第●条 市長は、審議会等への市民参加を促進するため、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録するものとします。

2 市長は、登録された市民を審議会等の委員に、公募とは別に、選任するよう努めるものとします。